

南行政センターからのお知らせ

発行：浜松市南行政センター 令和8年3月5日号
〒430-0897 浜松市中央区江之島町 600-1 TEL 425-1111

可美市民サービスセンター 「仮事務所開設」のお知らせ

可美市民サービスセンターは、施設の老朽化により昨年3月から休止していましたが、このたび、同じ敷地内の浜松市消防団南支団浜松第41分団庁舎を改装し、仮事務所を開設することとなりました。

※「仮事務所」：新たな複合施設が整備するまで一時的に設置する市民サービスセンター

◇ 可美市民サービスセンター仮事務所の開設

予定：令和8年4月1日から

場所：浜松市中央区若林町925番地の1（裏面参照）

（可美市民サービスセンター敷地内にある浜松第41分団庁舎内）

実施するサービス：可美市民サービスセンターで実施していた
「証明業務・届出業務」

お問い合わせ：令和8年3月31日まで

南行政センター (053-425-1111)

令和8年4月1日から

可美市民サービスセンター(053-447-1111)

仮事務所の位置図



南消防署、浜松第41分団、可美市民サービスセンターの事務所移転予定 (令和8年3月現在)

●令和8年4月1日

可美市民サービスセンター 既存の庁舎(中央区若林町 925-1) から 既存の浜松第41分団庁舎(中央区若林町 925-1)へ移転

●令和10年度 (新設の複合施設での業務開始日が決まりましたら改めてお知らせします。)

南消防署 既存の庁舎(中央区森田町 98) から 新設の複合施設(中央区若林町 925-1) へ移転

浜松第41分団 既存の庁舎(中央区若林町 925-1) から 新設の複合施設(中央区若林町 925-1) へ移転

可美市民サービスセンター 既存の浜松第41分団庁舎(中央区若林町 925-1) から 新設の複合施設(中央区若林町 925-1) へ移転

※可美市民サービスセンターで実施していた「証明業務・届出業務」は、南行政センター(中央区江之島町 600-1 ☎ 053-425-1111)で実施しています。

令和8年4月1日から仮事務所(中央区若林町 925-1)で「証明業務・届出業務」を実施します。

(事務所移転に伴う「証明業務・届出業務」の実施開始日などは、今後もお知らせいたします。)